法第13条及び省令第７条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事□有　□無  | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事□有　□無  | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用  |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用  |
| ⑥その他（　　　　　　　） | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）